

## 令和7年度「食品表示等総合講習会」実施要領

### 1 目的

食品の表示は、食品を摂取する際の安全性の確保、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の確保に関して重要な役割を果たす情報である。

一方で県内において製造又は販売される食品の中には、表示基準に合わない不適切なものも散見され、また、いわゆる健康食品や機能性を謳った食品が広く普及する中で、医薬品的な効能効果を標榜し、医薬品医療機器等法に抵触するものも見受けられる。

このため、食品製造業者や健康食品等取扱事業者を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、食品表示制度への理解を深め、適正表示の普及・推進を図る。

### 2 実施日時及び開催場所

開催日	時間	会場	定員
6月30日(月)	13:30~16:00	<b>岐阜会場（本会場）</b> 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁ミナモホール	125
		<b>飛騨会場（サテライト会場）</b> 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 中会議室（本館2階）	60
		<b>Web配信（Zoom）</b> 個人のパソコン等による参加	80
7月8日(火)	13:30~16:00	<b>西濃会場（本会場）</b> 大垣市小野 4-35-10 大垣市情報工房 セミナー室（5階）	80
		<b>中濃会場（サテライト会場）</b> 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 大会議室	80
		<b>Web配信（Zoom）</b> 個人のパソコン等による参加	80

- ・サテライト会場は本会場からのWeb配信により実施
- ・オンライン受講者にはあらかじめ会議資料を送付

### 3 対象者

県内関係事業者及び関係行政機関担当者

### 4 案内送付先事業者

- ・健康食品等取扱事業者（製造、販売、広告等）
- ・食品営業許可台帳管理システムにて検索される以下の事業者
  - ① 令和6年度に新規営業許可を取得した製造及び販売業者\*
  - ② 危害度分類レベル1の事業者
  - ③ 令和6年度に届出のあった製造・加工業者
- \*既に旧法許可を有していて、旧法許可満了に伴い新法許可を取得した事業者を除く
- ・食品安全情報メール登録者
- ・令和6年度に不適正表示に関する指導を行った事業者
- ・その他保健所及びセンターが案内を必要と考える事業者

## 5 講習内容

時 間		内 容	講 師 等
13:30～13:35	5分	開会あいさつ・注意事項等	生活衛生課
13:35～14:20	45分	食品表示法（衛生事項、品質事項）及び米ト レーサビリティ法について	生活衛生課
14:20～15:00	40分	食品表示法(保健事項、機能性表示食品)及び 健康増進法について	生活衛生課
15:00～15:10		休憩	
15:10～15:30	20分	医薬品医療機器等法について	薬務水道課
15:30～15:50	20分	景品表示法について	県民生活課
15:50～16:00	10分	質疑応答・閉会	

## 6 受講申込の方法

インターネットにより申し込みを行う。

〔申込フォーム : <https://logoform.jp/f/EK1WD>

〔受付期間 : 令和7年5月20日(火)～6月18日(水)



申込フォーム  
二次元コード